

2017 後期 LS [0218]

受験番号

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験

商 法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

A株式会社（以下「A社」という。）は、会社法上の公開会社であり、監査役設置会社であるが、種類株式発行会社ではない。A社の定款には、「取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。」旨の規定がある。

平成26年12月25日に開催されたA社の定時株主総会（以下「第1総会」という。）において、第1総会の終結時に任期満了により取締役を退任するB、C及びDの3名をA社の取締役に再び選任する旨の決議（以下「第1決議」という。）がなされ、同日に開催されたA社の取締役会において、BをA社の代表取締役に再び選定する旨の決議がなされた。ところが、第1総会は、A社の取締役会の決議に基づいて招集されたものではなかった。また、第1総会の招集通知は、同月22日に発せられたものであった。

A社の設立以来A社の株主であるEは、平成27年1月8日、第1決議の瑕疵を争う訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。ところが、本件訴えの係属中である平成28年12月22日に開催されたA社の定時株主総会（以下「第2総会」という。）において、法定の手続に従って、B、C及びDをA社の取締役に再び選任する旨の決議（以下「第2決議」という。）がなされ、同日に開催されたA社の取締役会において、BをA社の代表取締役に再度選定する旨の決議がなされた。

〔設問1〕

Eは、本件訴えにおいてどのような主張をすることが考えられるか。

〔設問2〕

第2総会において第2決議がなされたことにより、本件訴えはどのような取扱いを受けることとなるか。